

令和2年度実地指導等の指摘事項等について

資料 3

各サービス別に、令和2年度の実地指導、指定申請等において、文書又は口頭指導等を行った内容について例示します。

なお、令和2年度は新型コロナウイルスの発生に伴い、例年に比べ件数が少なくなっています。このため、当該資料のみならず、過去の資料も参照のうえ、事業所等の運営の参考としてください。

1 人員基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	従業者の員数及び管理者	雇用契約書と勤務実態が合っていない従業者及び管理者が認められた。業務内容が変更された場合は雇用契約書を取り直すか辞令書等で明記すること。
2	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	従業者の員数	指定(地域密着型・認知症対応型)通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定(地域密着型・認知症対応型)通所介護をいうものであるため、規定の単位(7-8時間等)の他に別の単位(4-5時間等)の利用が常態化しているのであれば、単位を見直すこと。
3	居宅介護支援事業所	従業者の員数	常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を基準とするものであるが、35人を超える介護支援専門員がいることから、事業所内で介護支援専門員1人当たりの利用者数を調整すること。

2 設備基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	設備及び備品等	相談室として届出しているスペースに、布団を置いていた。当該スペースについては、届出を行った用途以外に用いることはできないため、用途を変更したい場合には変更届を提出すること。

3 運営基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の利用者負担割合について、1割負担のみを記載している事例が認められた。2割、3割負担も記載すること。
2	共通	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録に記録ミスや漏れがあった。請求の根拠となるため、記録ミスや漏れのないよう、正しく記録すること。
3	共通	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービス以外のサービス(内容又は時間)を提供することになった場合は、その理由等を具体的に記録すること。
4	共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画の同意を得た場合、その日付を記録すること。
5	共通	個別サービス計画の作成	居宅サービス計画及び個別サービス計画と実際のサービスの実態が異なるものが見受けられた。利用者の実態に応じ、適切な見直しを行うこと。
6	共通	勤務体制の確保等	管理者及び従業者に対する研修を実施していない事例が認められた。管理者及び従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し、研修受講時は記録として残すこと。
7	共通	掲示	事業所において、運営基準上必要な掲示が行われていない事例が認められた。事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
8	共通	秘密保持等	利用者の個人情報、他の利用者と同じファイルに保管されている事例が認められた。個人情報保護の観点から適切に保管を行うこと。

番号	サービス	項目	指摘内容
9	共通	秘密保持等	他の利用者の個人情報記載された紙を裏紙として使用している事例が認められた。 利用者等から情報開示を求められることもあり、個人情報の取扱上不適切であるため、使用しないこと。
10	共通	秘密保持等	利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者の雇用時に誓約書等を徴するなど必要な措置を講じること。また、真に必要な情報のみ事業所で収集することとし、事業所で保管すべきでない情報や資料を精査すること。
11	共通	苦情処理	利用申込者等からの苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者に対しサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること。 また、苦情受付担当者と苦情処理責任者が同じ人物であったので、別の者を充てること。
12	共通	事故発生時の対応	事故発生連絡票を準備し、本市に報告すべき事故等又は感染症が発生した場合には、速やかに本市へ報告すること。
13	共通	記録の整備	サービス提供の記録は、その完結の日から5年間保存しなければならないため、適切に保存すること。
14	共通 (通所系及び施設系サービス)	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を立てる際は、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じて策定すること。
15	共通 (通所系及び施設系サービス)	非常災害対策	定期的な避難、救出その他必要な訓練は行っているが、訓練の実施に伴う消防職員の派遣を受けておらず、非常災害対策計画の見直しを行ってないため介護サービス事業所の立地条件等の項目が記載されていなかった。非常災害に関する具体的な計画を策定し、関係機関への通報及び連携体制を整備すること。
16	共通 (通所系及び施設系サービス)	非常災害対策	夜間を想定した避難訓練を実施すること。
17	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	短期入所生活介護計画を作成していない事例が認められた。4日以上連続して利用することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成すること。
18	認知症対応型共同生活介護	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図らなければならないにも関わらず、実施していない事例が認められた。
19	認知症対応型共同生活介護	介護等	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うこと。
20	居宅介護支援	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとか、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について、文書を交付して説明するとともに、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ていない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
21	居宅介護支援	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書に同意を得なければならないにも関わらず、提供の開始の翌月に重要事項を記した文書に同意を得ている事例が認められた。
22	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(アセスメントの実施) 新たに居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していない事例が認められた。
23	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(サービス担当者会議等による専門的意見の聴取) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない事例が認められた。
24	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(居宅サービス計画の説明、同意、交付) 居宅サービス計画のサービス利用票について、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
25	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(個別サービス計画の提出の依頼) 個別サービス計画を入手していない事例が認められた。 サービス事業所へ依頼し、提出を求めること。
26	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) モニタリングは、当該月におけるサービス実施状況の把握と評価であることを踏まえ、当該月のサービス実施状況等を確認できる適切な時期に行うこと。
27	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 特段の事情がないにも関わらず、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接していない事例が認められた。また、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
28	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(主治の医師等の意見等) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めると共に、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付すること。
29	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 3月に1回、利用者の居宅を訪問し、1月に1回、モニタリングの結果が記録されていない事例が認められた。

4 報酬基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	訪問介護	訪問介護費	サービスの提供の実績が書類上で確認できないにも関わらず、訪問介護費を算定している事例が認められた。
2	訪問介護	訪問介護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問介護費の区分に相違がある事例が認められた。
3	訪問介護	訪問介護費	前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護を行っているにも関わらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。
4	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	利用者又はその家族等の同意を得ていないなど、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該単位数を算定している事例が認められた。
5	訪問介護	特定事業所加算	指定訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達を行ったことについて、明確に記録に残すこと。

番号	サービス	項目	指摘内容
6	訪問介護	初回加算	初回若しくは初回の指定訪問介護を行った月に、新規に訪問介護計画を作成していない事例が認められた。
7	訪問介護	緊急時訪問介護加算	要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
8	訪問看護	長時間訪問看護加算	指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者でないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
9	訪問看護	初回加算	新規に訪問看護計画を作成していない(同意を得ていない)利用者に対して、当該加算を算定している事例が認められた。
10	訪問看護	退院時共同指導加算	利用者の退院時まで、在宅での療養上必要な指導の内容を文書により提供していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
11	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	通所介護費	サービスの提供の実績が書類上で確認できないにも関わらず、(地域密着型・認知症対応型)通所介護費を算定している事例が認められた。
12	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	通所介護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した(地域密着型・認知症対応型)通所介護費の区分に相違がある事例が認められた。
13	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	入浴介助加算	サービスを提供していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
14	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	生活機能向上連携加算	指定リハビリテーション事業所等の理学療法士等が当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行わなければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。
15	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	生活機能向上連携加算	機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて見直し等を行っていない事例が認められた。
16	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	口腔機能向上加算	作成した口腔機能改善管理指導計画について、利用者又はその家族の同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
17	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	口腔機能向上加算	口腔機能改善管理指導計画を作成していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
18	(地域密着型及び認知症対応型)通所介護	送迎未実施減算	送迎を実施していないにも関わらず、当該減算を行っていない事例が認められた。
19	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
20	短期入所生活介護	緊急短期入所受入加算	緊急利用者を受け入れた際に、緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録していない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
21	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	協力医療機関又は利用者の主治の医師に対して、利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供していない事例が認められた。
22	認知症対応型共同生活介護	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図らなければならないにも関わらず、これを実施していないなど、身体拘束廃止未実施減算が必要となる事例が認められた。
23	認知症対応型共同生活介護	入院時の費用算定	1回の入院で月をまたがる場合は、最大で連続13泊までしか算定できないにも関わらず、誤って算定している事例が認められた。
24	介護医療院	口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上実施した記録が無いにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
25	居宅介護支援	居宅介護支援費	取扱件数が40以上であるにも関わらず、居宅介護支援費（I）を算定している事例が認められた。
26	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、 ①指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること について文書を交付して説明を行っていない ②新たに居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していない ③サービス担当者会議を開催するに当たり、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない ④居宅サービス計画のサービス利用票（第6表及び第7表）について、文書により利用者の同意を得ていない ⑤少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接していないなど、運営基準減算が必要な事例が認められた。
27	居宅介護支援	初回加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。
28	居宅介護支援	特定事業所加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。
29	居宅介護支援	入院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、情報提供を行った日時、場所、提供手段等についての記録が残されていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
30	居宅介護支援	退院・退所加算	病院等の職員からの情報収集の方法が、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすカンファレンスでないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
31	居宅介護支援	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	小規模多機能型居宅介護支援事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。